

神奈川県に対して、いわゆる子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）
の被害者に対する独自の医療支援を行うことを求める意見書

平成25年3月の予防接種法改正により、4月より定期接種となったいわゆる子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）は、接種後の副作用による健康被害がみられ、社会問題化してきました。厚生労働省は、その後同年6月から当該予防接種を「積極的な接種勧奨の差し控え」としましたが、健康被害にあわれた方々への対応は遅々として行われていません。

県内他市は、当該予防ワクチンを接種した後、原因不明の症状を有し、日常生活に支障が生じている方への独自の医療支援を始めました。神奈川県内に住みながら、当該ワクチン被害者の救済に地域格差が生じることは望ましいことではありません。県内に住む当該ワクチンの被害者及びその家族は、現在まで多大な苦しみと経済的負担を強いられています。そこで、神奈川県におかれましては、国が当該ワクチン被害者に対して医療支援を実施するまでの間、当該ワクチンを接種した後に原因不明の症状があらわれ、日常生活に支障が生じているすべての方々に対して、独自の医療支援を実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

伊勢原市議会